

平成26年度

第66回 中小企業団体全国大会への要望事項

参 考

石川県中小企業団体中央会

＝ 総 合 ＝

1. 切れ目のない景気対策

日本経済は、底堅い個人消費や企業マインドの改善等を背景に、一部に弱さが残るものの持ち直しの動きを見せ、足下では緩やかに回復している。一方で、地域の中小企業の多くは、景気回復を切に実感できないでいる。国は、スピード感を持って、地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるよう具体的かつ効果的な経済対策を講じること。

(提案理由)

政府の経済政策によりマインドの改善が見られているが、資源価格や円安の高止まりなどの影響により、中小企業・小規模事業者のコスト増を招き経営を圧迫しており、中小企業を取り巻く環境はまだまだ改善されていない。また、来年10月には消費税率10%への引き上げが予定されており、8%への引き上げの際、想定範囲内とは言え駆け込み需要の反動減からの回復は業種により異なることから、政府は、地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるよう具体的かつ効果的な経済対策を講じる必要がある。

2. 中小企業対策・予算

(1) 中小企業連携組織対策を国と地方が一体となり重要な柱として位置付け、中小企業が経営革新・新連携・農工商連携・ものづくり技術の高度化等に果敢に取り組めるよう、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制の整備に万全を期すること。

(提案理由)

中小企業の技術開発、市場開拓、新事業展開等のイノベーションを推進していくためには、異業種連携や異なった業態との連携が効果的である。こうした取組を行う企業に対して助成措置を講じる必要がある。また、連携組織の支援機関である中小企業団体中央会の指導体制の整備も必要である。

(2) 日本の貿易収支は、東日本大震災以降大幅な赤字が続いている。新興国を中心に世界の市場は急速に拡大しており、この成長市場の獲得に向けて、国はF T A（自由貿易協定）やE P A（経済連携協定）の締結拡大を図るとともに、T P P（環太平洋経済連携協定）交渉においては、中小企業をはじめ国益を最大限確保するルール作りに積極的に取り組むこと。

(提案理由)

ここ数年、貿易赤字に転じた主な原因は、東日本大震災後の原子力発電所の事故後、原子力に替わる火力発電用の輸入燃料が増加した上、円安で輸入価格が上昇し、輸入額が大きく膨らんだためである。今年度に入っても貿易赤字は前年同期に比べ拡大しており、政府は新興国をはじめ海外需要を取り込み、中小企業の活性化を図られるよう経済連携を推進すべきである。

3. 官公需対策

官公需の発注等については、閣議決定された「中小企業者に関する国等の契約の方針」に従って、国、地方公共団体の各機関に対し、一層徹底されるよう努めるとともに、中小企業者並びに官公需適格組合の受注機会の増大を図ること。

(提案理由)

国、独立行政法人等及び地方公共団体などが行う官公需の発注は、金額が大きく、種類も多く取引条件も一般の取引に比べて安定していることから、これらの中小企業者の受注機会の増大を図ることは、中小企業者に対する需要増大策として有力な手段である。

4. 原材料価格上昇等に対する取り組みの強化

(1) 原材料・原油等の価格の高止まりは恒常化し、中小企業の経営を圧迫し続けている。したがって、原材料等について安定した価格で供給する体制を構築するなど総合的な支援対策を講じること。

(提案理由)

中小企業は、原材料等の上昇コストを製品価格に転嫁することが難しい。原材料等を安定した価格で供給する対策などが必要である。

(2) 製菓原料の価格決定における、国内生産者保護目的の上乗せ価格の撤廃を行うこと。

(提案理由)

日本の小麦の消費量のほとんどは、国産より価格が安い輸入小麦であり、国内の小麦農家を守るため、輸入小麦は全量を政府がいったん買い取り、国内の小麦農家への補助金分などを上乗せして製粉会社に販売している。砂糖の価格決定の仕組みも同様であるが、近年は為替の上下変動や海外での豊作・不作に関わらず高値で推移しており、国際相場に反映されていない。中小零細企業の多い、菓子・製パン業において、原料価格の高騰が収益を圧迫し、廃業に追い込まれる事業者も増えることになるため、上乗せ価格の撤廃を行うこと。

5. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策

地場産業や伝統的工芸品産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、技術の伝承や後継者問題など業種・業界の存続にかかる課題を抱えている。したがって、これら産業の存続発展を図るため、国の基本政策の一環として抜本的な対策を講ずること。また、これら産地の連携組織である協同組合等を有効に活用し、業界の活性化と産業振興を積極的に推進すること。そのためには、各産地の協同組合等を受け皿としての業界の活性化と産業の振興を強く進めることが必要であるため、各産地の協同組合等に対する支援も併せて講ずること。

(提案理由)

伝統産業は、ものづくりの基盤であるが、それ以上に地域と密接したものである。言い換えれば、伝統産業はその地域の産業規模としては大きくはないが、その地域のイメージを語ることににおいては大きな役割を担っていることには間違いないと思われる。特に北陸新幹線の開通を控えている現在、石川県にとって対象となる首都圏へのアピールにおいては、伝統文化を前面に出したイメージ戦略は欠かせないものとなっている。この地域資源を活用するためには、伝統産業の活性化に対し、強い支援を望むものである。そのことが、地域全体の成長へと結びついていくものと考えられる。

6. 建設業関係業種への支援

(1) 緊急経済対策として、これまで以上の予算が計上されたが、住民の安全を守り、社会の維持を図るため、地元の中小建設業者の持続的経営が不可欠である。その前提として健全な会社経営ができるよう安定的かつ継続的な公共事業予算の確保を行うこと。(石川県総合建設業協同組合・金沢建設業協同組合)

(提案理由)

建設業者は頻発する災害から地域をまもり、冬場の除雪など防災・減災の担い手として、また、老朽化した道路、橋などを維持・更新していくためには、受け皿として地域・地域で一定の業者数は必要不可欠である。

(2) 公共工事の減少により、ダンピング(不当廉売)に近い状況での受注を強いられているため、最低制限価格の引き上げを行うこと。(金沢建設業協同組合)

(提案理由)

厳しい価格競争が続く建設業界において、公共工事の品質確保や企業の適正な利益の確保を図るため、最低制限価格の引き上げを行う必要がある。

(3) 中小建設事業者並びに建設関連事業者が、公共工事の削減に対応するために行う経営革新及び経営基盤強化に対し各種支援策を講ずること。(金沢建設業協同組合)

(提案理由)

近年、公共工事の減少により、中小建設事業者並びに建設関連事業者は大きく疲弊している。この状況を打開するために、高難度の工事技術の取得や業態転換による新分野進出が不可欠である。これら新事業への取組みに意欲的な企業を支援する施策が必要である。

7. 電気工事関係業種への支援

(1) 東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫状況を背景に、電力システム改革が段階的に進められる。電力会社の発電部門と送電・配電部門を法的に別会社に分離する第三段階の改革については、電力会社等が長年培ってきた技術力や現場力が損なわれるリスクを抱えており、もっと慎重な議論と研究が必要であり、拙速な改革に反対する。(石川県電気工事工業組合)

(提案理由)

東日本大震災の影響による電力需給のひっ迫状況を背景に、電力システム改革が段階的に進められる。第一段階では、電力会社を超えた広域での電力融通などの拡大を目指した組織を設立、第二段階として小売及び発電の全面自由化の実施、第三段階として法的分離方式により電力会社の発電部門と送電・配電部門を別会社とする方針である。発送電分離によって、電力会社及び電気工事業界の長年に渡る高い技術力や現場力が大きく損なわれる恐れがある。先の東日本大震災震の復旧の迅速さを見ても明らかであり、第三段階の改革はもっと慎重な議論と研究が必要である。

(2) 快適な社会生活を営むうえで必要不可欠な電気について、安全で安心な使用を担保する電気工事業の業務適正化を図るため、早急に規制措置を講ずること。(石川県電気工事工業組合)

(提案理由)

昨今、コンプライアンス体制の確立が求められている中、「電気工事業法」に未登録の業者が電気工事業を営んでいる事例が見受けられる。無資格・無登録者による電気工事は法律違反であり、国民生活に危険や損害を与えかねない。最悪の場合、配線不良工事等に伴い火災につながる恐れもあり、非常に憂慮されることであります。

また、電気保安確保の観点からも、ホームセンターに代表される電気工事資材の販売についても規制措置を要請する。銃刀類、火薬類と同じく、施工品質を維持向上し人命と財産を守る意味での規制を要請する。

8. 運輸業関係業種への支援

(1) トラック運送業では、運転手の確保が難しくなっており、中型自動車免許について経験2年以上を必要とする取得要件を緩和すること。(加南トラック事業協同組合)

(提案理由)

若年労働者のうちトラック運転手になりたいと思う人は少なく、さらに普通自動車免許で運転可能なトラックが限定され、中型自動車免許取得には経験2年以上を必要とすることから、運転手の確保が難しくなっている。

(2) 燃料価格の高騰等により、中小運送業の経営を圧迫し続けている。燃料価格上昇における値幅制限など設け、急激な変動を抑える対策を行うこと。(加南トラック事業協同組合)

(提案理由)

トラック輸送における物資の安定供給ができるよう、急激な輸送コストの変動を抑えることが必要である。

(3) 一般貨物自動車運送事業において、輸送距離における運賃価格の最低料金制度を設け適正価格で輸送取引ができるようにすること。(加南トラック事業協同組合)

(提案理由)

商品の低価格販売競争を背景とする荷主の運送コストダウン要請により、中小・零細運送業者は、大手や競合他社との運賃競争が激化し競合相手と同価格帯での運行を余儀なくされる状況である。しかしながら、昨今の燃料費高騰により輸送コストはさらに上昇し、収益確保が非常に困難になっている。このため無理な運行を行う事業者も出てくる恐れもあり、バスやタクシーのように運賃下限を取り決め安全輸送できるような仕組みを作るべきである。

(4) 燃料価格の高騰等に苦しむ中小運送業の健全かつ安定した経営を実現するため、助成制度の拡充を講じること。(加南トラック事業協同組合)

(提案理由)

製造業等では様々な助成金制度が設けられるが、運輸業・サービス業といったところには助成金制度が少ない。

9. 環境対策

中小企業者がJ-クレジット制度を活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講じること。

(提案理由)

J-クレジット制度を活性化させるためには、より多くの中小企業の参加が不可欠である。しかし、経営資源の乏しい中小企業が同制度に取り組むには省エネ設備投資の負担が大きいなどの課題も多いことから、優遇措置が必要である。

10. 高速道路割引制度

(1) 本年4月より高速道路通行料金の新割引制度が開始されましたが、高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引を除き、軒並み廃止・縮小された。小規模事業者の輸送コスト削減につながる割引制度となるよう再度見直すこと。(協同組合石川県高速道路交流センター)

(提案理由)

本年4月より高速道路通行料金の新割引制度が開始されましたが、高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引を除き、軒並み廃止・縮小された。燃料価格の高止まりなど厳しい経営環境の中、大口・多頻度割引を受けられないような小規模事業者の輸送コストの削減につながるよう高速道路料金に見直す必要がある。

(2) 高速道路料金の「休日上限1,000円」割引制度を復活させること。(石川県石油商業組合)

(提案理由)

少子高齢化の進展や車両の燃費向上等により、石油需要は急激に減少しており、石油販売業界に深刻な影響を与えている。このままの状況が続けばガソリンスタンドの廃業がこれまで以上に進み、災害時における燃料供給や過疎地における冬期間の灯油配達など安定供給に支障をきたすことも懸念される。廃止前には、休日や祝日を中心に割引制度を利用したマイカー旅行客が増え、旅館や観光地が賑わうなど経済効果も見られた。マイカー利用客を中心とした石油需要を喚起するとともに、観光地などの経済効果も期待できる「休日上限1,000円」割引制度を復活させる必要がある。

(3) 本年4月より高速道路通行料金の新割引制度が開始され、主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引は、経済対策による激減緩和措置として平成27年3月末までの間、車両単位割引率は10%加算され最大40%に拡充された。ただし、その他割引が廃止・縮小され総通行料金が増加し、重い負担となっていることから、激減緩和措置を恒久的なものとする。こと。(石川県貨物運送協同組合連合会)

(提案理由)

高速道路通行料金は、平成26年4月から消費税値上げも含めた料金改定が行われた。通行料金の値上げに加え、各種割引制度は、経済対策による激減緩和措置が講じられた大口・多頻度割引を除き、廃止・縮小された。大口・多頻度割引における車両単位割引率は拡充されたものの、総通行料金が増加しているため中小零細企業が多いトラック運送業事業者にとって厳しい状況であり、激減緩和措置の恒久化を求める。

11. 観光対策

(1)旅館・ホテルの建物に係る固定資産税の見直しが確実に実施されること。また、建物の評価額の算出に関する建築経過年数の基準を短縮するなど、全体として大幅な減税を講じること。(和倉温泉旅館協同組合)

(提案理由)

ホテル・旅館は、建物等の固定資産そのものが重要な商品であることから、顧客ニーズの変化を踏まえて、ニーズに合致しなくなった建物は、経過年数が比較的短くても除却されるような状況にある。一方で、ホテル・旅館に供する建物に係る固定資産税に関しては、建築後、何年経過してもその評価額が下がらない等、使用実態に即したものになっているとは言い難いことから、その評価を適正化する必要がある。旅館・ホテルの減価の進行は緩やかで、非木造、鉄筋コンクリート造の施設では50年もかかる。この年数が短くなり、減価の進行が早い基準になれば減税に繋がる。現行の固定資産税の負担額は企業経営に重荷となっており、政府が掲げる観光立国を推進するためにも適正な改善を行う必要がある。

(2)国が先導となって、中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境作り並びにコリフレッシュ休暇取得の喚起を積極的に努め、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。(山代温泉旅館協同組合)

(提案理由)

日本は欧米先進諸国と比較して、企業の有給取得率が低く、また長期バカンス(旅行)等の余暇活動も少ない。これによりほとんどの企業が休日と定める土・日曜日に旅館の宿泊が集中してしまう。一方では平日の利用率が低い状況となっており、この不均衡によって旅館の経営効率のロス、ひいては雇用の不安定化も招いている。有休休暇の取得率を上げること並びに取りやすい環境を促進することによって、連続休日化も図れ、1週間を通じた旅館宿泊が見込めることから、経営安定と雇用の定着が図れることになる。有給休暇取得の義務化が困難であれば、過去、政府を上げて取り組んだクールビズが今では国民に定着しているように、イメージ戦略で定着させることも考えられる。そのほか、有給休暇取得の促進は、国民のワークライフバランスを確立するためにも有益であるため、国は早急に対応するべきである。

(3)耐震改修促進法の改正にあたり、事業者負担を最大限軽減するための制度を確立すること。また、耐震診断結果公表までの期間を延長すること。(山代温泉旅館協同組合)

(提案理由)

国土交通省は、病院・店舗・旅館などの不特定多数の者が利用する大規模施設(5,000㎡以上)については「耐震診断の義務化・耐震診断の結果公表を平成27年末までとする」法律(建築物の耐震改修の促進に関する法律)が国会(平成25年5月29日成立)で成立した。当組合をはじめとする旅館業界としても、耐震改修促進法の必要性は充分理解するものの、耐震診断・改修の期間や結果の公表については、あまりにも性急であり、営業的な影響の大きさを充分考慮すること。また、耐震診断や耐震工事について、地方公共団体からの補助金が有る無しによって、事業者負担に地域格差が生じるため、事業者負担を最大限軽減するために、地方公共団体に対して最大限の交付金を出すよう法律で追記し、国で強力に働きかけるよう特段の配慮を行うこと。そして、各施設の耐震計画や耐震工事の進捗状況を勘案し、公表には十分な期間を設けるよう併せて配慮すること。

(4)地域の共有財産である温泉は限られた観光資源である。現行の温泉法では、新たに温泉を掘削する場合は許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可をせざるを得ないのが現状である。そのため、誰でも温泉掘削が可能となり、係る状況では源泉が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。

(提案理由)

現在の法律のままでは、温泉利用が拡大し続け、資源枯渇や地盤沈下の問題が広がるおそれがある。それらの影響は1企業への影響にとどまらず、温泉地全体に広がるため、地域の既存温泉旅館に甚大な被害をもたらすことになりかねないので、掘削の許可については新たな条件を付ける必要がある。

(5)入湯税については、その使途を「観光振興」と「温泉資源の保護」の2点に限定すること。

(提案理由)

「消防関係費」「ごみ施設費等」に使用される場合が多い。本来の目的である、観光づくりや地域の活性化につながる「観光の振興」および「源泉の保護管理施設の整備」に限定しないのであれば、廃止すべきである。

(6) 国内旅行費用について所得控除を講じること。

(提案理由)

観光立国実現のための施策として、国内観光旅行の宿泊数を1人当たり4泊にするという目標が掲げられているが、今日、旅行は生活にとって必要不可欠なものとして国民生活の中に広く定着しており、旅行は生活に潤いや癒しをもたらすとともに、家族の絆や社会との紐帯と深める等の極めて有益な効果がある。国内旅行が活発化すれば、税収効果も期待できるとともに、多くの関連産業の活性化、発展に寄与することとなる。このため、国内旅行経費の支出について国民1人当たり5万円を所得控除とする措置を講じるべきである。

(7) 国家戦略特別区域における旅館業法の特例（国家戦略特別地域法第13条）については、旅館・ホテルなど旅館業法の対象となる事業を圧迫しないよう適切な運用を図ること。（山代温泉旅館協同組合）

(提案理由)

国家戦略特区においては、国際的な経済活動の拠点にふさわしい外国人の滞在に適した施設の事業を促進する観点から、外国人滞在施設について旅館業法の特例措置が講じられる。この規則緩和により、外国人滞在施設においては外国人滞在者が一定期間以上の滞在が可能になりますが、防犯上、衛生上、及び既存宿泊業に多大な影響を与えかねない。既存宿泊施設の活用・運用・促進も含め、緩和が助長されない様をお願いしたい。

※国家戦略特別地域法第13条とは、国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業として政令で定める要件に該当する事業を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該事業を行おうとする者は、その行おうとする事業が当該政令で定める要件に該当している旨の都道府県知事の認定を受けることにより、当該事業については、旅館業法の規定は適用しないこととする。

12. 電力料金抑制対策

(1) 電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力の各月基本料金は、電力会社が30分毎の使用電力（デマンド値）を測定し、その月の契約電力を過去1年間で最も大きい値にする方式によって行われている。しかし、この方式では、現下の大変厳しくまた不安定な経営環境の中、中小事業者において、需要電力が少ない月でも過去1年遡った最大需要電力量相当の料金を支払うことが多大な負担となっている。そこで、基本料金の算定期間の短縮（1年→6ヶ月）又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。（石川県瓦工業協同組合）

(提案理由)

原子力発電の行き詰まりや再生可能エネルギーの全量買い取り制度の施行により、今後ますますの電力料金の値上げが予想される。中小企業は、現状でも原材料等のコスト上昇分を販売価格に転嫁できずに苦しんでおり、契約電力の実量制における算定期間の短縮など料金制度の見直しを図り、電力料金を軽減する必要がある。

(2) 電気料金の値上げ抑制のため、十分な安全性の確認と地元の理解が揃った原子力発電所から順次稼働させること。

(提案理由)

日本の電気料金は世界の中でもイタリアに次いで2番目に高いとされている。そのため製造業の国際競争力が著しく損なわれているため、原子力規制委員会の基準に達する原子力発電所から早急に再開させる必要がある。

13. 地産地消への取組について

国は、地産地消の推奨を図るため、各地の地域産材等を用いた公共物件の使用を制度化すること。（石川県
瓦工事協同組合）

（提案理由）

地産地消の推奨により、中小企業の経営基盤の強化をはかりたいが、大企業との競合は年々厳しくなっているのが現状である。地場産業の育成手段としても有効な方策であるため、公共物件において、地域のものを使用すること。

14. ものづくり支援対策について

平成24年度補正ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金、平成25年度補正中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業は、我が国の産業社会を活性化する役割を担っているものづくり企業の資金面を支援し、早期の事業化の促進、関連産業や雇用促進などへの波及効果をもたらすものであり、今後も積極的な支援を講じること。

（提案理由）

中小企業・小規模事業者の中には優れた事業構想や技術を持ちながら、資金面の都合から事業化へたどりつかない企業も少なくない。平成24年度、25年度の補正事業として行われた「通称ものづくり補助金」はそれら中小企業事業者の課題に対して積極的に支援するものであり、今後も継続した支援をすべきである。

＝ 組 織 ＝

1. 連携組織の強化

国及び都道府県は中小企業組合の総合支援機関である中小企業団体中央会が中小企業等協同組合法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講じること。

（提案理由）

中小企業団体中央会が中小企業等協同組合法に規定された事業を毎年確実に遂行し、組合等連携組織を通じた中小企業振興を継続して実効あるものにするためにも、国及び都道府県は、組合等連携組織を通じて中小企業の活性化に取り組んでいる中小企業団体中央会の事業費及び人件費について、十分な予算措置を講じるべきである。

＝ 金 融 ＝

1. 金融対策

株式会社日本政策金融公庫並びに株式会社商工組合中央金庫が行う、セーフティネット貸付制度をはじめとする融資制度について、時限的なものではなく、恒常的に行うような措置を講ずること。

（提案理由）

業績低下と資金繰りに苦しむ中小企業にとって、セーフティネット貸付は、資金調達手段として非常に有効なものである。経済環境が不安定な今こそ強く求められている制度であるので、取扱期限の延長ではなく、恒常的に要件を緩和すること。

2. 信用補完制度

信用補完制度における責任共有制度により、金融機関の中小零細企業に対する貸し渋りの再燃など中小企業金融の円滑化に支障が生じることのないようその動向について注視し、金融機関に対し適切な対処を行うこと。

(提案理由)

経済環境が不安定な中で、貸し渋りの再燃は中小企業の経営に大きな影響を及ぼすことになる。また、金融機関の融資姿勢が消極的であると、企業は積極的な事業活動を行わなくなり、国内の経済が縮小することになるので、それを防止する施策が必要である。

3. 中小企業倒産防止共済制度

貸付けを受ける際に共済金貸付額の1割を手数料として徴収する制度を見直すこと。

(提案理由)

貸付を受ける際に、共済金貸付額の10分の1に相当する額が掛金総額から権利消滅する。加入者の負担を軽減する観点から、見直すべきである。

4. 高度化融資制度

高度化融資制度の拡充強化をはかること。

(提案理由)

高度化融資制度は、中小企業基盤整備機構が都道府県と一体となって資金面から支援する制度であるが、現状、都道府県の貸付が困難な場合が多くなっている。このような現状を打破し、日本のものづくりを支える中小企業が円滑に設備投資を行えるよう、既存のA方式やB方式に加え、新たに中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行うことが出来る方式を構築するとともに、手続き面の簡素化、スピード感を持った貸付を行うことで中小企業の経営基盤の強化等について支援を行うこと。

＝ 商 業 ＝

1. まちづくり

(1) 商店街等が所有する公共性の高い共同施設（アーケード等）の保守・修繕費用に対する助成制度について、平成24年度及び平成25年度の補正予算として「商店街まちづくり事業」が創設されたが、時限的なものであるため、恒常的に保守・修繕費用に対する助成制度を創設すること。（近江町市場商店街振興組合）

(提案理由)

商店街の公共性の高い共同施設（アーケード等）について、保守・修繕費用に対する助成制度は、平成24年度、25年度補正予算で創設されたが、恒常に行えるような制度を創設する必要がある。

(2) 地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成する制度を設けること。

(提案理由)

個店の集まりである商店街では新たな事業に取り組むにあたり、様々な意見調整が必要であるが、それらを一つの方向性にまとめ上げ、商店街の活性化に繋がる事業を構築していくマネジメント力のある人材が求められる。加えて、経済情勢の厳しい中、事業実行には助成が必要であるが、それらを活発に活用できるよう事務処理能力と折衝能力をもった人材が求められている。商店街を支援するハード・ソフトに関する事業、アドバイザー派遣制度は、平成24年度補正予算「地域商店街活性化事業」において時限的に創設されたが、現在の制度では地域に根ざした商店街独自の内部人材育成を支援する本格的な制度はみられない。商店街が持続的に発展するには、短期的な支援制度に加えて、事業を安定的に継続させることが出来る長期的なビジョンをもった人材育成が必要であるため、恒常的に人材育成を行うことが出来る支援制度を創設すること。

(3) 公共・公益性のある共同施設（駐車場等）は地域の活性化、地域社会の発展に大きな役割を担っており、それらに係る固定資産税等の負担軽減する措置を講ずること。

(提案理由)

経済情勢が依然として厳しい中、地価が相対的に高い商業地で事業を営む商店街にとって固定資産税の負担は極めて重いものである。その商店街が所有する公共性の高い共同施設（駐車場等）については地域活性化に貢献しており、単に収益を求めた収益性の高い施設とは設置の趣旨が異なるため、固定資産税等の負担軽減する措置を講ずる必要がある。

2. 空き店舗対策等

商店街空き店舗対策を拡充し、共同店舗に対しても空きスペースの入居費（賃貸料）や改装費等の助成制度を創設すること。また、資金面の支援の後に、事業を継続するための支援制度も創設すること。

(提案理由)

商店街・共同店舗の魅力・利便性の向上のため、商店街等の空き店舗対策として、商店街等内での起業（出店）を促進させる支援等の充実や共同店舗の空きスペースの入居費や改装費等に対する助成制度を創設する必要がある。また、入居費等の補助が得られても、補助が終わると、事業が立ちゆくかなくなるケースも見られるので、事業を継続するための支援制度も創設する必要がある。

3. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化

(1) 大規模集客施設の郊外開発行為に対して厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。

(提案理由)

大規模集客施設の出退店は地域に大きな影響を及ぼすため、地域が一体となって新しいまちづくりを進めていくには、地方公共団体が大規模集客施設の立地について適正に規制する必要がある。

(2) 大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

(提案理由)

大型店やチェーン店の地域貢献については、日本チェーンストア協会等の4業界団体が地域貢献に関する自主ガイドラインを策定しているが、未だ各店舗への周知度が低く、業界団体に加入していない事業者も多い。このため、地方公共団体は地域貢献や商店街への加入を促進する条例・ガイドラインを制定し、大型店等に積極的な協力を求めていく必要がある。

4. 公正な競争環境の整備

不公正取引の影響が顕著な業種について、新たに不当廉売や優越的地位の濫用等に関する業種別ガイドラインを作成すること。

(提案理由)

不公正な取引による影響が顕著に見られ、優越的地位の濫用が著しい業種については、新たに業種別のガイドラインを作成し、公正な競争を確保する必要がある。

＝ 税 制 ＝

1. 法人課税・中小企業軽減税率

(1) 中小企業及び協同組合等の軽減税率の適用を3年に限らず、更に延長すること。

(提案理由)

企業の国際競争力強化と国内の産業空洞化の防止から、法人税の基本税率は軽減された。それに伴い、中小企業及び協同組合等の軽減税率も引き下げられたが、3年間（平成27年3月31日まで）の措置とされている。大企業は業績が回復傾向にあるものの、中小企業はまだまた経営環境が好転する要素が見えない中で、中小企業者の軽減税率の適用期限を復興特別法人税の適用期限以降も延長することで、将来の税負担の軽減が確保されれば、企業は事業継続の見通しが立ち、事業の活力とモチベーションの向上につながるため、延長する必要がある。

(2) 企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。

(提案理由)

企業組合と協業組合も中小零細企業が集まった組合組織であるため、事業協同組合のように法人税率を引き下げる必要がある。

(3) 政府税制調査会で議論されている法人事業税の外形標準課税の中小企業への適用拡大については、多数の赤字法人が増税となるなど影響が大きく、断固反対する。

(提案理由)

政府税制調査会では、法人税の実効税率を引き下げ一方で減税財源を確保するため、赤字企業も課税される外形標準課税の対象を中小企業にも拡大することが議論されている。業績回復が遅れている中小企業の税負担は重く、影響が甚大であるため。

2. 消費税

(1) 消費税の引き上げに際しては、景気条項はもとより、中小企業の業況を十分に踏まえ、慎重に判断し実施すること。

(提案理由)

消費税の引き上げは、個人消費に大きな影響を与える。従って、引き上げに際しては、景気条項はもとより、中小企業の業況を十分に踏まえ、慎重に判断し実施する必要がある。

(2) 特別措置で時限的に認められている消費税の外税表示を恒常化すること。

(提案理由)

現在、商品価格の表示方法は、「総額表示」が普通となっており、消費者の間でも価格認識の単位として「見慣れて、当たり前」の表示となっている。しかし、消費税の引き上げが行われると、消費税の増加分を誰が負担するのかという問題となり、立場的に弱い中小企業が負担せざるを得ない。中小企業は取引を行う際、消費税抜きの価格で取引を行っている。これ以上の負担となると企業の経営基盤を揺るがすことにも繋がる。円滑な価格転嫁の実現を図るため、恒常的に「商品価格」と「消費税」を分けて表示する「外税方式」に変更すること。

また、旅行業においては、総額表示の場合、旅行取扱手数料が消費税込の金額で精算される場合が多く、現行のままでも旅館の負担が重くなっている上に、今後消費税の税率が引き上げられれば、その負担が一層重くなるため、恒常的に外税表示方式を採用すること。

3. 同族会社・事業承継税制

同族法人の経営基盤の強化を図ることを阻害する留保金課税制度を廃止すること。（石川県瓦工事協同組合）

(提案理由)

金融機関より自己資本の充実を指導されている中、役員報酬を削減しながら、経営基盤強化に努めているが、まさかの時の内部留保策の進捗度合いが遅れているため、制度を廃止する必要がある。

4. 自動車関係税

(1) ガソリン税等に関する本則税率を大幅に上回る暫定税率を見直すこと。

(提案理由)

ガソリン税等については、一般財源化されたことにより、道路整備のために増税された分に係る課税の根拠は失われていることから、ガソリン税・軽油引取税の特例税率は廃止すべきである。

(2) 自動車取得税及び揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。

(提案理由)

消費税率が引き上げられる可能性が高い中で、二重課税の状態が続けば、自動車の販売台数の減少につながり、好調な自動車産業が不振に陥る可能性も懸念されるため、早期に見直すことが必要である。

(3) 高年式自動車に対する自動車税のあり方について見直すこと。(石川県自動車車体整備協同組合)

(提案理由)

現行の高年式の自動車に対する自動車税の取扱い、ディーゼル車は新規登録から11年超え、ガソリン・LPG車は新規登録から13年超えの自動車はおおむね10%重課される。また、自動車重量税においても、13年超えで税が加重され、18年超えではさらに加重される取扱いとなっており、いわゆる新車への乗り換えを促進しているように思われる。

メンテナンスを十分に行った自動車を長く使用することこそエコの考えである。しかるに、現行の税制面では年式の古い車は一般車より重課税し、より負担増の税を課する税制制度となっている。特に、優秀な日本製の車は13年超えでも十分に使用が可能な状態であり、税の加重課税は止めるべきである。

5. 税制その他

(1) 退職給付引当金と賞与引当金の損金算入制度を復活させること。

(提案理由)

引当金繰入額が損金算入できれば、中小企業の内部留保が増え、従業員の福利厚生の実現や経済活力を取り戻すことにつながるため、制度を復活させる必要がある。

(2) 自社利用目的のソフトウェア（無形固定資産）の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。

(提案理由)

ソフトウェアは、技術革新による機能の陳腐化、不適応化が急激に進展するため、5年では利用の実態と法定耐用年数とが対応できていないのが実態であり、償却年数を3年に短縮するべきである。

(3) 中小企業投資促進税制を恒久化すること。

(提案理由)

中小企業の継続的な設備投資を支援するためには、恒久化するべきである。

(4) 耐用年数の経過した償却資産への固定資産税課税については、取得価格の5%を課税標準額として、資産が廃棄又は滅失するまで継続して賦課されている。一方、法人税では平成19年改正において残存価格を廃止し償却の促進による設備更新を図ったところであり、固定資産税においても法人税に準じた課税標準額の決定を行うこと。(石川県精密機械工業協同組合)

(提案理由)

固定資産税における償却資産の対象は、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるものとされていることから、法人税における減価償却制度を根拠としている。アベノミクスで法人税負担の軽減ばかりが議論されているが、国税・地方税におけるこのような格差をなくしてわかりやすい税制にすることが現実的である。

(5) 砕石の全国生産量は、震災復興需要として一時的に増加したものの、依然として低迷しており、砕石業者を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しているため、平成27年3月31日に期限が到来する軽油引取税の課税免除措置の期間延長、あるいは恒久化を行うこと（石川県山砕石業協同組合）

(提案理由)

砕石の主な需要先であるコンクリート用及び道路用の需要が大幅に減少し、回復の見込みが立っていない。こうした需要の大幅な減少に加え、製品価格の低迷で近年の燃料・材料価格上昇を製品価格に転嫁することも極めて困難な状況にある。そのため、課税免税措置が廃止された場合はコストアップ分を自ら負担せざるを得なくなるため一層苦しい状況に陥るのは必至であり、そのほとんどが中小企業者で占められる砕石業者への影響は極めて甚大である。

＝ 労 働 ＝

1. 労働雇用施策・支援

(1) 中小企業にとって、大学等新規卒者をはじめ、将来を担う優秀な人材の確保や定着・育成は大きな課題となっているため、高等教育機関との連携を密にし、組合等連携組織などを通じた支援事業・職業訓練制度の拡充・強化を図ることで、中小企業の持続的な雇用と技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

(提案理由)

日本の国際競争力を支えているのは、地域中小企業の技術力と信頼性、きめ細かなサービスの高さにある。しかし、個々の中小企業では、採用活動や自社での従業員教育に資金や人手をかけられないことも多く、OFF J Tにおいても、費用や講師、設備等の制約により有効な研修が実施し得ない状況にあり、中小企業の活力を担う次世代の人材確保と定着・育成は喫緊の課題となっている。そのため、全国中小企業団体中央会が実施する、人材確保・定着支援事業をはじめ、組合等連携組織などを通じて行う人材を育成する支援事業を継続して実施する必要がある。

また、職業訓練制度は、雇用政策や経済政策と一体的に運用されるべき国の根幹をなす重要な政策である。国の戦略・方針の下に、地域の特性やニーズを反映しつつ、全国で安定的・持続的な職業訓練の実施が必要である。

(2) 外国人技能実習制度の趣旨が適法に実施されるよう制度運用の監視を行うこと。

(提案理由)

賃金の不払い、不正行為、傷害事件など、外国人技能実習制度について世間を賑わす報道が見られるので、制度の監視ルールを更に強化することが必要である。

2. 社会保障制度

(1) 中小企業においては、収益性が厳しくなる中で、労務関係費の増加は、企業競争力の後退にも繋がりがねない。保険料の事業主負担分が安易に引き上げられることがないよう、制度と負担のあり方を見直すこと。

(提案理由)

社会保障制度は、大きな問題であり、医療・介護及び年金の各分野の充実を図る一方で、負担増大を抑制するため、効率化・経費削減等を行う必要がある。

政府では、その安定財源確保を図る見地から、消費税の引上げによる税制抜本改革の実施と併せ、社会保障制度改革を実施することとしているが、社会保障制度改革とそれに伴う税制改革については、中小企業の経営実態や意見を踏まえ、過度な事業主負担とならないように配慮することが必要である。

労使折半である厚生年金、健康保険料の引上げは、中小企業の福利厚生費の増大につながり、雇用の縮小や事業の維持・発展を阻害する要因である。厚生年金、健康保険料の安易な引上げを行うのではなく、まずは医療・介護及び年金にかかる支出費用を見直し、経費削減に努めることが必要である。

(2) 平成26年4月1日に厚生年金基金制度の見直し等を目的とした改正厚生年金保険法が施行され、「厚生年金基金」の大多数が解散を余儀なくされる。基金の解散時に、国への代行割れ返金額を各加入企業の加入者数割により負担することとなっているが、収益性の乏しい中小企業にとって負担が重く、負担額を軽減する優遇措置を講じること。(協同組合金沢問屋センター)

(提案理由)

改正厚生年金保険法の施行により、多くの厚生年金基金が解散の危機を迎え、社会問題化している。各基金の規模・体質により内容に差はみられるものの、現状の解散手続きには最低2～3年かかり、今後、負担額の拡大リスクが見込まれていることや、体力のある企業の中には、事前に任意脱退を考える企業もあると思われ、最終的に弱小の企業ばかり残り解散がスムーズに行えなくなる可能性も高い。

3. 特定(産業別)最低賃金

最低賃金の引上げには、生産性の向上や取引環境の改善による中小企業の底上げが先決であり、中小企業の経営実態を無視した引上げは行わないこと。また、特定(産業別)最低賃金は、その決定や運用にあたっては中小企業関係労使の意見も反映させること。

(提案理由)

最低賃金については、中小企業の経営環境、雇用情勢、支払い能力に配慮し、中小企業の生産性の向上の進展状況を踏まえ、慎重に検討をすべきである。地域別最低賃金の屋上屋を重ねる特定最低賃金は、その趣旨は理解できるが、その設定の影響を最も受けやすい中小企業関係労使の意見も反映すべきである。